中国における使用環境特徴クレームの解釈

~使用環境特徴に関する司法解釈が適用された事例~

中国知的財產権訴訟判例解説(第47回)

上海兆邦電力器材有限公司 原告

山東中泰陽光電気科技有限公司、 上海亭穎電力技術有限公司 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

請求項中の構成要件が使用される環境を限定する請求項を使用環境特徴クレームという。使用環境特徴クレームの権利範囲解釈を巡り争いが多いことから2016年改正の司法解釈¹にて、以下の通り解釈が最高人民法院により示された。

第9条 被疑侵害技術方案が、請求項における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。

本事件では、被告の被疑侵害製品中に、使用環境特徴であるクロスアームは含まれていなかったが、被疑侵害製品を現場で取り付ける際にはクロスアームに取り付ける必要があることから、 人民法院は、被疑侵害製品は特許請求項の技術的範囲に属すると判断した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

兆邦公司(原告)は、"防雷支柱絶縁子"と称する発明特許権を所有している。特許番号はCN 101325104(以下、104特許という)、該特許の申請日は2007年6月15日、登録日は2010年9月8

¹ 特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (二) 法釈 [2016] 1号

^{2 2016}年4月29日上海知識産権法院判決 (2015) 沪知民初字第272号